

諮問庁：独立行政法人海技教育機構

諮問日：平成29年4月26日（平成29年（独情）諮問第22号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（独情）答申第36号）

事件名：特定損害賠償請求事件に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書13（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け海総第134号及び第134号の2により、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 全部不開示処分

（ア）訴状等について

機構は、係属中の訴訟に関係する文書であることを主張するが、いずれも公にしても支障があるものとはいえない。そもそも、係属中の訴訟は、国内のどこかの裁判所において現に係属しているのであるから、憲法の裁判の公開の規定に従って公開裁判がなされており、民事訴訟法における閲覧制度の対象ともなっているものとみられる。従って、公になることが前提となっている訴訟制度における争訟に関する文書であるから、いずれも、開示相当の情報である。そのことは、事件番号、原告欄の住所、氏名等についてもなんら変わることはない。

（イ）部分開示

機構の主張は部分開示ができないことが前提となっているが、訴えの詳細な内容は、通常裁判所が判決にする場合に明らかにされる

ものであるから、裁判所自身がウェブサイトなどで判例として明らかにしているところである。よって、訴えの内容を明らかにできないという主張は失当である。

イ 一部不開示処分

(ア) 事件番号等については、裁判所では公開されている情報であり、裁判の公開の原則に従って公開情報として扱われている情報であるから、特段秘匿すべき理由があるとはいえない。同様に、原告の氏名等についてもそれは該当する。

(イ) 弁護士氏名等

弁護士の氏名等については、特定の個人を識別できる情報であるが、どのような訴訟活動を行っているかについては個人情報ではなく事業を営む個人の情報として法人情報に該当するから主張自体失当であるばかりか、行われた訴訟活動の概要は裁判所が判決にするときに公開する情報として分類されているところ、そもそも事業を営む弁護士の利益を害するものであるともいえない。閲覧制度の対象にもなっており、閲覧制限等決定がなされていない限り常に訴訟記録の閲覧制度の対象となる。

(ウ) 弁護士の印影

これについても弁護士氏名等と同様に考えるべきである。

(エ) 原告の住所

特定の個人の識別は可能であるとしても、これも、閲覧の対象となっていると考えられる情報であるから、公開相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、平成29年2月10日付けで行った開示請求に対し、処分庁が平成29年3月16日に一部開示及び不開示決定した処分（原処分）に対して処分の取消しを申し立てたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

原処分は、開示請求された文書のうち、法5条1号及び4号二に該当する法人文書全体又は該当部分を不開示としたものであり、原処分を維持することが妥当であると判断し、諮問するものである。

(3) 理由

審査請求人の主張する民事訴訟法91条による民事事件記録の閲覧は、管轄の裁判所に出向いた上で事件番号及び当事者名を特定して希望する必要がある、審査請求人が開示請求書に記載した情報のみでは閲覧は不可能である。また、訴訟記録の謄写等の請求は当事者及び利害関係を疎

明した第三者に限られるなど、情報公開制度と異なる部分があることから、閲覧制度の対象となっていることをもって開示相当の情報と判断することはできない。情報公開・個人情報保護審査会においても「（民事訴訟事件記録の）閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているものであり、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。」（平成27年度（行情）答申第799号及び同第800号）との判断が下されている。

また、当該訴訟は現時点においても係属中であるから、当然、当該訴訟の内容が裁判所のウェブサイトで明らかにされているという事実はない。

部分開示決定を行った文書のうち不開示とした部分及び不開示とした法人文書は係属中の訴訟に直接関係しており、公にすることで当該訴訟における諮問庁の訴訟活動の支障となる可能性があり、さらに、当該法人文書に記載されている内容は、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人が機構を相手として裁判所に提起した訴えの内容が詳細に記載されているなど個人の識別が不可能だとしてもなお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

よって、法5条1号及び5条4号二に該当する情報として不開示としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月22日 | 審議 |
| ④ | 同年9月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月12日 | 審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「独立行政法人海技教育機構に対し、平成28年3月付けで提起された損害賠償請求の訴訟についての文書」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分を開示すべきであるとして原処分の取消しを

求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、文書1ないし文書4については、その一部である①事件番号、②原告の氏名及び住所、③被告訴訟代理人の氏名、法律事務所名、住所、電話及びFAX番号並びに所属弁護士会、④被告訴訟代理人の印影、⑤申立ての理由、⑥原告訴訟代理人の氏名が不開示とされており、また、文書5ないし文書13については、その全部が不開示とされていることが認められる。

(1) 文書1ないし文書4の不開示部分について

ア ①事件番号について（文書1、文書2及び文書4）

(ア) 諮問庁は、「事件番号については、公にした場合、訴訟記録の閲覧等により、個人が特定される可能性があるとともに、どのような訴訟等を提起しているのかが明らかになることで当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当する。同時に、当該訴訟は現在係属中であり、争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、同条4号二に該当する。」旨説明する。

(イ) 民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。したがって、本件の事件番号は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号イ該当性について検討すると、上記閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているものであり、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

また、最高裁判所のウェブサイトや裁判所が編集している公式判例集に現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、当審査会事務局職員をして上記ウェブサイトや公式判例集を確認させた

ところ、本件対象文書に記載のある事件番号が同ウェブサイト等に掲載されている事実は認められない。

本件対象文書に記載のある事件番号については、その他に公表慣行の存在をうかがわせる事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ ②原告の氏名及び住所について（文書1ないし文書4）

（ア）諮問庁は、「原告氏名等は、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当する。」旨説明する。

（イ）原告の氏名及び住所については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、上記ア（イ）と同様の理由により、同号ただし書イないしハに該当する事情が存するとは認められない。

また、当該不開示部分は、一体として個人識別部分であるので、法6条2項に規定する部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ ③被告訴訟代理人の氏名、法律事務所名、住所、電話及びFAX番号並びに所属弁護士会について（文書2、文書3及び文書4）

（ア）諮問庁は、「弁護士氏名、法律事務所名、住所、電話及びFAX番号並びに所属弁護士会については、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、どのような訴訟等活動を行っているのかが明らかになり、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当する。また、公にすることで当該訴訟における諮問庁の訴訟活動の支障となる可能性があり、法5条4号ニに該当する。」旨説明する。

（イ）被告訴訟代理人である弁護士に係るこれらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるので、法5条1号には該当しない。

念のため、法5条2号イ該当性について検討すると、被告訴訟代理人である弁護士の氏名は、特段の事情がない限り、公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害することになるとはいえず、事業活動上の不利益を生じるおそれもないと考えられるところ、③の被告訴訟代理人の氏名を開示しても、機構の訴訟代理人を受任したことが明らかになるのみで特段の事情は認め難いから、法5条2号

イに該当しない。

また、機構が誰に訴訟代理人を委任したかが明らかになっただけで、特段の事情がない限り、訴訟活動に支障を及ぼすおそれがあるとは認めがたいから、法5条4号二にも該当しない。

被告訴訟代理人の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該弁護士事務所の事務所名、事務所所在地、電話番号及びFAX番号並びに所属弁護士会については、日本弁護士連合会のウェブサイトによって検索可能であるから、これらも不開示情報には該当しない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号、2号イ及び4号二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ ④被告訴訟代理人の印影について（文書2）

（ア）諮問庁は、「被告訴訟代理人の印影については、弁護士としての資格に基づき、訴訟の当事者からの依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押なつされるものであり、印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する性質のものである。これを公にすると、弁護士としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。」旨説明する。

（イ）被告訴訟代理人である弁護士の印影は、当該弁護士が弁護士業務を遂行する上で使用している印章による印影であるものと認められ、事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たる。そして、弁護士の印章は、弁護士としての資格に基づき、当事者等の依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押なつされるもので、その印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、その形状が一般に公にされているとまで認めることはできない。

したがって、当該印影は、これを公にすると、偽造・悪用され、その結果、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ ⑤申立ての理由について（文書2）

（ア）諮問庁は、「申立ての理由のうち当機構の統合による住所移転に関する記述以外の部分は、どのような訴訟を提起しているのかが明らかになることで当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号柱書きに該当する。同時に、争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条4号二に該当する。」旨説明する。

（イ）本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、被告である

機構が提出した移送申立書のうちの申立ての理由欄であるところ、移送申立書の他の部分には原告の氏名が記載されているので、移送申立書の全体が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該不開示部分には、当該訴訟の概要及び原告の個人的事情も踏まえた申立て理由が記載されていることから、原告や被告（機構）に関係する一定範囲の者には当該訴訟の原告が特定されるおそれがあり、原告の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示することはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、同条4号二について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ ⑥原告訴訟代理人の氏名について（文書4）

文書4には原告の氏名及び原告訴訟代理人の氏名が記載されているところ、原告が訴訟に当たり、誰を代理人にするかは、原告に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は存しない。また、法6条2項の部分開示もできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書5ないし文書13について

ア 諮問庁は、「文書5ないし文書13は、係属中の争訟に直接関係する文書であり、公にした場合、争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条4号二に該当する。また、事件番号、原告欄の住所、氏名等によって特定の個人を識別することができ、さらに、特定の個人が機構を相手として裁判所に提起した訴えの内容が詳細に記載されており、原告の氏名等を不開示としても、訴えの詳細な内容が明らかとなることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当する。」旨説明する。

イ これらの文書を見分したところ、原告及び被告機構が提出した係属中の本件訴訟に直接関係する文書であり、原告の氏名及び住所の外に、原告が裁判所に提起した訴えの詳細な内容及びこれに対する機構の詳細な反論であることが認められる。

これらの各文書には、原告の氏名及び住所の記載があることから、各々が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イ

ないしハに該当する事情は存しない。

法6条2項の部分開示について検討すると、各文書中の原告の氏名及び住所並びに訴訟の事件番号は個人識別部分であるので、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、本件訴訟の内容に鑑みれば、上記(1)カ(イ)と同様の理由により、部分開示することはできない。

したがって、これらの文書は法5条1号に該当し、同条4号二について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号二に該当するとして不開示とした各決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び4号二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状
- 文書 2 移送申立書
- 文書 3 訴訟委任状
- 文書 4 決定
- 文書 5 訴状
- 文書 6 証拠説明書（1）（原告）
- 文書 7 甲 1～2 号証
- 文書 8 訴状訂正申立書
- 文書 9 移送申立理由書
- 文書 10 答弁書
- 文書 11 第 1～4 準備書面（被告）
- 文書 12 証拠説明書（1）～（4）（被告）
- 文書 13 乙 1～8 号証

別表（本件不開示部分及び開示すべき部分）

1 文書名	2 本件不開示部分	3 開示すべき部分
文書 1	事件番号	① なし
	原告の氏名	② なし
文書 2	事件番号	① なし
	原告の氏名	② なし
	被告訴訟代理人の法律事務所名, 住所（送達場所）	③ 全部
	被告訴訟代理人の氏名	③ 全部
	被告訴訟代理人の印影	④ なし
	被告訴訟代理人の電話及び F A X 番号	③ 全部
	申立ての理由	⑤ なし
文書 3	被告訴訟代理人の氏名	③ 全部
	被告訴訟代理人の所属弁護士会	③ 全部
	被告訴訟代理人の法律事務所名, 住所	③ 全部
	被告訴訟代理人の電話及び F A X 番号	③ 全部
	原告の氏名	② なし
	事件番号	① なし
	事件番号	① なし
文書 4	事件番号	① なし
	被告訴訟代理人の氏名	③ 全部
	原告の住所	② なし
	原告の氏名	② なし
	原告訴訟代理人の氏名	⑥ なし
	事件番号	① なし
文書 5 ないし文書 1 3	全部	－ なし